

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく文化産業分野の留保に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の署名に関連して、カナダ政府と日本国政府との間で到達した次の合意を確認する光栄を有します。

カナダ及び日本国は、協定を引き続き実施するに当たり、協定附属書Ⅱのカナダの表の留保事項十四に規定する文化産業分野の概要の第一段落の「ただし、次の事項に係る措置を除く。(a)サービス提供者又は投資家に対する差別的な要求であって、カナダのコンテンツの発展のための金銭上の貢献を行うことを求めるもの及び(b)オンラインの外国の視聴覚コンテンツへのアクセスを制限する措置」との文言にかかわらず、カナダが、サービス提供者又は投資家に対する差別的な要求であって、カナダのコンテンツの発展のための金銭

上の貢献を行うことを求めるものを採用し、又は維持することができると及びオンラインの外国の視聴覚コンテンツへのアクセスを制限する措置を採用し、又は維持することができることについて合意する。

本大臣は、英語及びフランス語においてひとしく効力を有するこの書簡並びに閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がカナダ及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンティアゴで

カナダ国際貿易大臣

フランソワ・フィリップ・シャンパーニュ

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本大臣は、更に、英語及びフランス語においてひとしく効力を有する閣下の書簡並びにこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びカナダについての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンティアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

カナダ国際貿易大臣

フランソワ・フィリップ・シャンパーニュ閣下